

令和2年度県産主要水産物販路開拓業務仕様書

1 委託業務名

令和2年度県産主要水産物販路開拓業務

2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月16日（火）まで

3 業務の目的

本業務は、国内におけるホヤの需要拡大を図るため、ホヤ及びホヤ加工品を中心とした県産水産物の販路開拓・需要拡大に関する取組に対し、宮城県が事業者と契約して業務を委託し、その販路拡大を図ることを目的とする。

4 対象地域

本業務において販路開拓を行う対象地域は、九州地方とする。

5 委託業務の内容

(1) 県産主要水産物の対象地域におけるプロモーションの実施

対象地域において、ホヤ及びホヤ加工品の販路開拓・需要拡大に向けたプロモーションとして量販店と連携したフェアを次のとおり実施し、本県産ホヤの魅力を紹介するとともに、継続的な販路の構築に向けた調整を行うこと。また、ホヤ以外の水産加工品等、本県産水産物の魅力も併せて発信すること。

イ 量販店フェアは、のべ12店舗・日以上実施することとし、販路開拓に向けてより効果が高い手法、回数、時期、期間、会場を受注者が提案すること。

ロ 量販店フェアに参画する量販店の選定に当たっては、当該業務の趣旨やホヤ及びホヤ加工品について十分説明するとともに、当該業務の終了後も継続的な販路の構築が図られるよう調整に努めること。

ハ 量販店フェアにおいては、ホヤの特徴や食べ方、料理法、養殖生産や加工方法等について熟知した生産者や水産加工メーカー等を販売促進員として設置するなど、ホヤ及びホヤ加工品の販売に当たり消費者等へ十分な説明ができるようにすること。

ニ 量販店フェア開催店舗のスタッフ等に対し、ホヤの捌き方や調理法、ホヤに関する理解醸成のための指導を必要に応じて実施するなど、当該業務の終了後においても対象地域においてホヤ及びホヤ加工品の販売促進を行えるよう現地人材の育成に努めること。

ホ 量販店フェアの実施に当たっては、当該業務の終了後における継続的な販路の構築を見据えて、宮城県から派遣する販売促進員の不在時にも消費者へホヤの訴求ができるよう、POPやホヤ紹介資料、レシピ資料等の販促材を作成し、量販店等への提案、提供を行うこと。なお、販促材の作成に当たっては発注者と調整すること。

ヘ 量販店フェアの実施に当たっては、量販店と調整の上、新聞折り込みチラシや記事広告など、消費者への事前告知を行うこととし、その方法については受注者が提案すること。

ト その他、量販店フェアの効果を最大化するとともに、対象地域において、ホヤ及びホヤ加工品を定着させるためのプロモーション方策を必要に応じて提案すること。

(2) 現地市場への定着に向けた取組

対象地域におけるホヤの更なる知名度向上と市場への定着を目的として、現地バイヤー等の関係者からの意見聴取を行うとともに、フェアを実施する量販店等において、当該業務の終了後も継続的な販路の構築が図られるよう調整を行うこと。

(3) 継続的な販路の構築に向けたレポートの作成・提出

上記(1)、(2)の取組を踏まえ、対象地域におけるホヤ及びホヤ加工品の市場への定着、継続的な販路の構築に向けた課題と対応策についてのレポートを作成して提出すること。

(4) 開催記録の作成

本業務の記録写真の撮影を行うとともに、新聞、メディア等の掲載記事、情報を開催記録として収集・納品すること。

(5) 企画・運営・調整

イ 本業務全体の計画書及び進行表等を作成すること。

ロ 事前準備からプロモーションの実施までのスケジュール調整及びバイヤーや関係者等との連絡調整、プロモーションの会場設営(装飾、案内板の設置等)、進行管理、撤収作業までの全ての運營業務を行うこと。

ハ 本業務における販路開拓を行う水産物の調達等について、必要に応じて宮城県内の製造事業者や漁業協同組合等との調整を行うこと。

ニ プロモーション実施後のバイヤー等からの問い合わせや要望に対応すること。

ホ 全体の企画運営は、発注者と十分連携しながら行うこと。

6 包括的事項

(1) 受注者は必要に応じて、随時発注者と打合せを行う。

(2) 発注者は必要に応じて、発注者が所有するPRポスターなどの販促材や資料等を受注者に随時貸与又は提供する。なお、貸与した販促材等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

(3) 本業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し、宮城県水産林政部水産業振興課に2部納品すること。

(4) 本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

(5) 受注者は、本業務において制作した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

(6) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

7 成果品

本業務の成果物として以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

(1) 販路開拓業務実績報告書

2部

(継続的な販路の構築に向けたレポート，開催記録を含む)

- (2) 本業務において制作した現地配布資料等のデータ一式
- (3) 上記(1)，(2)の電子データを記録したCD等 2部

8 その他

- (1) 本業務による作成物の著作権等の諸権利は，発注者に帰属する。
- (2) 委託業務の着手・実施に当たっては，発注者と十分な連絡調整の上で行うものとし，その進行状況については，随時発注者に報告すること。
- (3) 本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については，発注者と受注者の間でその都度協議を行うものとする。
- (4) 本仕様書は，業務の概要を示すものであり，業務内容の詳細については，選定された事業者と県との協議により決定する。
- (5) 県は，受託者が本仕様書に定める内容に反した場合には，業務委託料の一部もしくは全部を返還させることができるものとする。